

浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成24年浜松市規則第52号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、規則に定める文書の様式を定めるほか、指定居宅サービス事業者等の指定等に関して必要な事項を定める。

(指定通所介護事業所等の設備の利用に係る届出書)

第2条 規則第14条の届出書は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書（別記様式）とする。

2 指定通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、規則第14条の規定により届け出た内容に変更があった場合は、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書（別記様式）により、変更の事由が生じてから10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

3 指定通所介護事業者等は、規則第14条の規定により届け出たサービスの提供を休止又は廃止する場合には、指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する休止・廃止届出書（別記様式）により、その休止又は廃止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住 所
〔所在地〕
届 出 者 氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕 印

〔代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。〕

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始・変更・休止・廃止届出書

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施について、次のとおり届け出ます。

記

基本情報	事業所情報	フリガナ							事業所番号		
		名 称							連絡先	- - (緊急時) - -	
	フリガナ										
	代表者氏名										
宿泊サービス	所在地										
	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日)					年 月 日					
	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日	
	提供時間	: ~ :	その他の 年間の休日								
1泊当たりの 利用料金	宿泊	円	夕食	円	朝食	円					
人員関係	人員	宿泊サービスの 提供時間帯を 通じて配置する 職員数	人	時間帯での 増員	夕食介助	: ~ :	人	朝食介助	: ~ :	人	
		配置する職員の 保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者()								
設備関係	宿泊室	個 室	合計	床面積							
			()室	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
		個室以外	合計	場所	利用定員	床面積	プライバシーの確保の方法				
			()室	()	(人)	(m ²)					
	()室		()	(人)	(m ²)						
	消防設備	消 火 器	有 ・ 無		スプリンクラー設備			有 ・ 無			
自 動 火 災 報 知 設 備		有 ・ 無		消防機関へ通報する 火災報知設備			有 ・ 無				

備 考

- 1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。
- 2 「時間帯での増員」欄は、時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。
- 3 「床面積」欄は、少数第二位まで（小数第三位を四捨五入して）記載すること。
- 4 「場所」欄は、指定通所介護事業所の設備としての用とを記載すること。（機能訓練室、静養室等）
- 5 「プライバシーの確保の方法」欄は、プライバシーを確保する方法を記載すること。（衝立、家具、パーティション等）